令和5年10月10日開催

No. 1	荒谷地区にで	きる新工業団	間地について
	産業立地室、	都市計画課、	建設課

- No. **2 新スタジアム建設に伴う周辺の開発について** 文化スポーツ課、都市計画課
- No. 3 立谷川河川緑地公園のトイレについて 建設課
- No. 4 消防第10分団第1部の緊急出動時の駐車場確保と旧荒谷駐在所の空き地利用について 消防本部
- No. 5 **荒谷小学校の児童数減少について** 学校教育課、生涯学習課
- No. 6 イノシシによる農業被害対策の柵の設置について 農林課
- No. **7 ラ・フランスマラソンのコース再検討について** 文化スポーツ課
- No. 8 消防団活動への報酬及び協力金の支払いについて 消防本部
- No. 9 自治会活動と市の関わりについて 総務課、生活環境課
- No. **10 部活動の地域移行について** 学校教育課
- No. **11 障がい者スポーツの振興について** 社会福祉課、文化スポーツ課

令和5年10月10日開催

No.	1	標題	荒谷地区にできる新工業団地について
所 管 課 等		等	産業立地室、都市計画課、建設課

≪市民のこえ≫

新工業団地の開発・分譲予定に伴って、県総合運動公園南側の東西線道路の整備・ 拡張も一緒にする予定はあるのでしょうか。交通安全や交通量増加の観点からも整 備を検討していただきたいです。

また、工業団地で働く人達の住居として団地などの提供ができるように併せて検 討していただきたいです。

<回答及び対応状況>

新工業団地整備事業の推進にあたり、地域の皆さまからの御理解と御協力を賜り 厚くお礼申し上げます。

御提言のありました市道東長岡三本松線については、現時点で拡幅整備の計画はありませんが、新工業団地の整備を進めている中で、当該道路を含めた周辺道路の整備や、交通安全対策の必要性について関係機関と協議検討しています。

また、工業団地で働く方々の住居等については、職住近接の考え方のもと、都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用による居住者の誘導を図っていきたいと考えています。

No.	2	標題	新スタジアム建設に伴う周辺の開発について
J	所管課等		文化スポーツ課、都市計画課

≪市民のこえ≫

モンテディオ山形から新スタジアム建設の構想が発表され、観光拠点となるよう に周辺の開発も含めて進めていきたいとの話がありました。

県総合運動公園ができてから30年以上が経ちましたが、これまで周辺の開発が行われていませんので、天童市としても観光や住宅等を含めたまちづくりを考えていただきたいです。

<回答及び対応状況>

新スタジアムについては、現時点では、新スタジアムに関する建設手法、建設資金の確保及び所有権など様々な課題があることから、方向性をまとめるのにかなりの時間を要しているため、なかなか周辺開発までの議論に進展しない状況です。

また、スタジアム周辺のまちづくりについては、山形県総合運動公園の周辺が市 街化調整区域となっており、土地利用については法的に様々な制限があります。

地域の皆様の御希望もあるかと思いますが、まずは、新スタジアム建設に向けて、 モンテディオ山形と県と市の三者でお互いに知恵を出し合いながら進めていくこと が大切であると考えています。

No.	3	標題	立谷川河川緑地公園のトイレについて
-----	---	----	-------------------

令和5年10月10日開催

所管課等 建設課

≪市民のこえ≫

立谷川河川敷にある緑地公園は、学校や団体の課外活動や散策、秋には芋煮会など多くの方々に利用され、荒谷橋近くの河川敷に設置されている簡易トイレと水道も利用されることから、地区の皆さんが交代で清掃活動をしています。

しかしながら、今年度に旧荒谷橋の解体撤去工事が予定され、その工事に伴い、 現在の簡易トイレの撤去を市に要請されていると聞いています。簡易トイレの利用 者も多いので、旧荒谷橋の道路敷地に水洗の公衆トイレの設置を御検討くださるよ うお願いします。

<回答及び対応状況>

地域の皆様には日頃から、立谷川緑地の草刈等維持管理をしていただき誠にありがとうございます。市内の緑地の中で最もきれいに管理していただいている緑地と認識しています。

現在の簡易トイレですが、旧荒谷橋の解体工事に支障となることから移設を求められており、河川管理者である県からは河川法により河川敷地内への再設置は許可されない状況となっています。

このようなことから、将来の管理なども視野に入れて、本市が管理している荒谷 水源地史跡公園トイレの利用を検討しているところです。

これまでの位置から変わることから、トイレの場所がわかるような方法も検討していきたいと思います。

No.	4	消防第10分団第1部の緊急出動時の駐車場確保と旧荒谷駐在所 の空き地利用について

所管課等

|消防本部

≪市民のこえ≫

第1部のポンプ車格納庫は、県道天童寒河江線に隣接していますが、出動時の団 員の駐車スペースがなく、路上駐車せざるを得ない状況です。

また、県道天童寒河江線の工事も予定され、現在の格納庫敷地の一部も県道にかかると聞いています。

そこで、県有地の旧荒谷駐在所跡地を利用し、団員の駐車スペースの確保をお願いします。併せて、手狭なポンプ車格納庫と老朽化した火の見櫓の移転、付近に防火水槽がないことから防火水槽の設置の検討をお願いします。

<回答及び対応状況>

県道天童寒河江線の改良工事計画では、警鐘台及びポンプ車庫前スペースへの影響があると捉えていますが、県から補償等の対応について詳細な内容の説明を受けていないところです。また、旧荒谷駐在所跡地については、県担当課に確認したところ「売却を検討している」とのことです。

旧荒谷駐在所跡地を駐車場として利用できれば、非常に便利であると認識していますが、今後の県からの公募が示された段階で検討したいと考えています。

現在のところ、ポンプ車庫の建て替えについての計画はありませんが、警鐘台に

令和5年10月10日開催

ついては老朽化しているところから順次「ホース乾燥柱」に設置替えを計画しています。

防火水槽については、ポンプ車庫直近にはありませんが、庄子歯科付近の防火水槽と県道天童寒河江線沿いの消火栓を含め消防水利は充分確保できているものと考えています。

No.	5	標題	荒谷小学校の児童数減少について
Ī	所 管 課 等		学校教育課、生涯学習課

≪市民のこえ≫

荒谷小学校は昭和32年にそれまでの分校から独立校になって約70年近く経っていますが、その間には八千代台団地の分譲もあり、入学者数も増加傾向にありました。しかし、最近の少子化に伴い入学者は減少傾向にあり、統廃合が懸念される状況になっていますが、それはいつ頃になるのかお伺いします。

また、令和6年度から12年度までの入学者数見込みについてお伺いします。 このような現状に対して、地域で自ら積極的に地域づくりを進める支援制度や優良事例等があるのか伺います。

<回答及び対応状況>

令和5年9月1日現在、荒谷小学校の令和6年度入学見込者数は、11人です。 令和7年度以降は、おおむね1桁で推移する見込みです。就学前の子どもがいる世 帯は様々な理由で住所異動される方が多く、実際の入学者数と見込者数に乖離が生 じること、住所異動者が特定されかねないという理由から、人数の公表は控えさせ ていただきます。

現在、荒谷地域に住んでいる未就学児数を基にした推計によれば、今後少しずつ 児童数の減少が見込まれ、近い将来、複式学級になる可能性もありますが、統廃合 については現在のところ考えていません。

市では、それぞれの地域の実情に応じて、地域活動の拠点である市立公民館を中心に地域づくり委員会を組織し、地域毎に特色ある事業を実践しています。地域づくり委員会活動には積極的な事業支援を行っていますので、是非御活用ください。

No.	6	標題	イノシシによる農業被害対策の柵の設置について
Ī	所管課等		農林課

≪市民のこえ≫

数年前からイノシシによる農業被害が大きくなっています。果物の実を食い荒らし、土壌の中の虫も食い荒らすため、畑が凸凹になり草刈りもままならず困っています。

山形市山寺の中地蔵地区では、今年の11月に柵の設置を行う予定とのことです。 柵の資材は国が負担し、設置は地元住民が実施し、天童市との境まで行うとのこと です。天童市側でも設置をお願いします。

令和5年10月10日開催

<回答及び対応状況>

林縁部の侵入防止柵の設置については、設置場所の所有者の同意や住民主体による管理が必要なことから、地域の皆様の合意形成が重要となります。具体的な要件については担当課にお問い合わせいただきたいと思いますが、現在の地域における農作物の被害状況をはじめ、設置予定場所の選定や支障木の伐採予定、設置後の柵の維持管理体制などについて、地元で整理していただくことが必要になります。

また、資材費の補助について国の交付金を活用するためには、捕獲・防除・環境整備を地域で一体的に取り組むことが補助採択に大きく影響します。このうち捕獲については猟友会の協力を得て実施しており、地域の皆様は放置果樹の除去や遊休農地の適正管理、林縁部の間伐やヤブの刈払いなどの環境整備を第一のステップとして取り組むことになりますので、まずは地域で御検討をお願いします。

なお、個人でできる対策としては、市独自の事業として電気柵の資材費の補助を 御活用いただけますので、こちらも併せて御検討ください。

No.	7	標題	ラ・フランスマラソンのコース再検討について
Ī	所管課等		文化スポーツ課

≪市民のこえ≫

ラ・フランスマラソンは全国各地からランナーが集まる大会となりましたが、スーパー農道あたりは勾配が激しく、畑は荒廃して雑草が背の高さまで生い茂り、また、イノシシや熊が出る危険性があることから、コースの再検討が必要なのではないでしょうか。

<回答及び対応状況>

ラ・フランスマラソンのコースについては、過去に検討を重ねてきましたが、駐車場の確保や道路交通状況、会場の広さを踏まえると、県総合運動公園を発着としている現在のコースが最適であると考えています。

市道沿いの雑草については、開催前に市道の刈払いを実施するとともに、園地所有者に適切管理をお願いしていきます。

また、鳥獣については、大会当日に打ち上げ花火や熊よけの鈴などによる獣除け 対策を講じたところです。

今後とも、大会運営に万全を期していきたいと考えています。

No.	8	標題	消防団活動への報酬及び協力金の支払いについて
Ī	所管課等		消防本部

≪市民のこえ≫

本来、消防団員個人の口座に支払われるはずの報酬を団長が管理していたという 記事をインターネットで見ました。天童市では、適切に支払っているのでしょうか。 また、上荒谷地区には消防協力会という組織があり、町内会員に対して活動費の 協力依頼をしています。消防団員の身分・活動費負担の法的位置づけ上不適切な行

令和5年10月10日開催

為であると思われますので、是正していただきたいと思います。

<回答及び対応状況>

消防団員への報酬については、個人の口座に振り込みをしており、適切に支給しています。

消防団は、地域によって消防団業務以外の協力活動を依頼されることもあり、その活動に対し、謝礼としていただくこともあると聞いています。

上荒谷地区の消防協力会から町内会員に対する活動費の協力依頼については、その趣旨を消防協力会と町内会員、消防団で十分に話し合い、今後の在り方について御検討をしていただくことが必要ではないかと考えます。

なお、消防団の活動費は、市町村が負担するものとされており分団へ支給しています。

No.	9	標題	自治会活動と市の関わりについて
Ī	所管課等		総務課、生活環境課

≪市民のこえ≫

市から自治会に対して様々な協力依頼がありますが、それが現場に降りてきたときに公平な行政サービスが提供されているか等の検証・改善の取り組みが必要であると感じています。例えば、ごみ集積所の設置・管理についてですが、クリーンピア共立の基準では、20~30世帯に1箇所としていますが、上荒谷地区では約130世帯に1箇所しか設置されていない状況です。このような状況では公平な行政サービスとは言えないので、自治会の対応だけに任せず、行政からの指導が必要であると考えます。

また、自治会の中には地方自治法に基づき市から認可地縁団体として認可されて税制上の恩恵を受けている団体もありますが、一部団体においては法律に基づく運営がされておらず、予算執行においても不明な点があるなど、コンプライアンス・説明責任が不十分な団体があります。法律のうえでは市として指導・監督の立場にはありませんが、認可後も適宜状況把握する等、法律に沿った運営となるよう適切な助言等が必要と思います。

<回答及び対応状況>

本市におけるごみ集積所の設置、建て替え及び維持管理等については、地域の実情やごみ排出の利便性を考慮する必要があることから、それぞれの地域の自治会等で行っているところです。

集積所が約130世帯に1箇所で大変だという状況があるとすれば、地域の中で、 集積所の大きさや設置する場所及び維持管理される方を決めていただいた上で、市 に設置申請を出していただきますようお願いします。

設置の際は、ごみ集積所設置費用等の一部を補助する制度がありますので、生活 環境課へ御相談いただきますようお願いします。

また、自治会の運営については、御承知のとおり、市が指導・監督する立場にはありませんので、地域でのつながりを大切にし、自治会の中で話し合って良い方向を探していただきたいと思います。

令和5年10月10日開催

なお、認可地縁団体については、相談等がある場合には随時対応し助言等を行っていますが、このほか必要な手続等についても機会を捉え周知していきます。

No.	1 0	標題	部活動の地域移行について
Ī	所管課等		学校教育課

≪市民のこえ≫

昨年のまちづくり懇談会で公立校の部活動の件をお話ししたところですが、その後まだまだ地域移行がされていないと聞いています。一部の部活動では市内4校が合同でチームを組み各大会に参加しているとも聞きました。ただ、指導者は先生がやっていると聞き、地域移行が難しいと感じているところです。

生徒側からすれば、やりたい部活動に入れなかったり、廃部になったりと非常に 残念だと思います。多種のスポーツが出来るように御配慮をお願いします。

<回答及び対応状況>

休日の部活動の段階的な地域移行については、国のガイドラインにより、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として準備を進めるとしています。現在、地域移行に係る方針や取組内容、スケジュール等の策定に向け準備を行っている段階です。

具体的には、現在、休日の活動を希望する児童生徒や各中学校の部活動の状況、顧問の意向等を把握するための調査を行っています。今後は、4つの中学校による野球の合同部活動の取組の成果を踏まえつつ、調査結果をもとに、活動の受け皿となり得る市内文化スポーツ団体や指導者等との調整を進めるとともに、年度内には検討委員会を立ち上げ、部活動改革の方向性等について協議を行う予定です。

御指摘のとおり、活動を希望する生徒が、多様な文化スポーツの中から親しみたい活動を選択できるよう、今後とも学校と地域との連携・協働による環境整備に努めていきます。

No.	1	1	標題	障がい者スポーツの振興について
所管課等		等	社会福祉課、文化スポーツ課	

≪市民のこえ≫

この度、全国障がい者スポーツ大会(燃ゆる感動鹿児島大会)に関わる事になり気付いたのですが、天童市では1名が出場します。他の市町村では激励会をして選手を送り出していますので、天童市でも考えていただけないでしょうか。

市でも障がい者との共生社会を目指し、障がい者にも優しい町づくりをしていただきたいと思います。

<回答及び対応状況>

本市では、令和4年に天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定し共生する社会の実現に向け取組を進めているところです。

令和5年10月10日開催

また、障がい者スポーツの振興については、天童市スポーツ推進計画及び第3次 天童市障がい者プランに基づき各種事業を実施しています。

御提言いただきました選手への激励について、これまで市としてスポーツ選手個人の激励会を開催したことはありませんが、東北大会規模以上のスポーツ大会に出場される選手に激励金の交付を行っています。

今後とも、天童市スポーツ協会と連携を図り、共生社会を目指しながら障がい者 スポーツへの理解を深めていきたいと考えています。